ジャーナリストからの直言

病院患者図書館への取り組みを
――開かれた医療のために

毎日新聞大阪本社 論説委員
池田 知隆

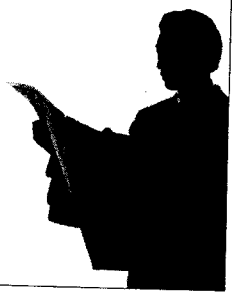

医療への信頼をどのように回復すればいいのだろうか。政治、金融経済、そして警察、食品業界など日本社会のいたるところでモラルハザード（倫理観の欠如）が表面化している。医療機関も例外ではない。

先日、東京女子医大の心臓手術をめぐって担当医師が逮捕されたことに驚いた。「医師はミスをしても簡単に逮捕されない」という意識が頭の片隅にあったからだ。刑法35条の「正当な業務による行為は、罰しない」との規定がある。医師は「いつも危険と隣り合わせになって、懸命に患者の命を救うために治療している」という医療への〝信仰〟が、私自身にまだ強く残っていたようだ。

しかし、その「正当な業務」への厳しい目が注がれてきている。亡くなった患者の遺族側が手術のやり方に疑問をもったことを知るや、大学病院側がカルテを改ざんした行為は当然、「正当」とは言えない。「やはり」というか、「今だに」というべきか、医療界には特権意識がはびこっていた。

カルテの開示、がんの告知、インフォームド・コンセント…など、自らの病気について患者の「知る権利」が叫ばれている。医療情報の内容をめぐる要求が高まる中で、〝情報弱者〟になりがちな患者にどこまで医療情報を提供できるのか。それは医師と患者の信頼を築く上での前提になるのではないか。

そのことを考える上で一つの参考になるのが、「病院患者図書館」の動きだ。

関西では、京都南病院（京都市下京区）の患者図書館活動が知られている。病院内の図書室は、医師や患者、地域住民向けのコーナーが同居し、全国に先駆けて1997年に患者にも医学書を開放した。「どんな病気で、どんな治療法があるのだろうか」「医師に何を質問すればいいのか」。自分や家族の病気を詳しく調べたい、という願いに応えるためだ。

図書室には、一般書など約2万冊のほか医学書約1万冊がある。医学、看護関係の雑誌のタイトル数は、外国雑誌約50、国内雑誌約150を数え、さらに必要なものは公共図書館、大学医学図書館などから取り寄せている。「主治医に内証で読みたい患者さんもいるし、だれがどんな本を読んだのか、秘密を保っています」と司書、山室真知子さんは語る。「本に書かれている事柄は病気に関する知識のすべてではないし、同じ病名でも病状や治療方法は一人ひとり違う。こうした点を理解してもらいながら、患者さんが求める医学情報を提供していきたい」

長野県上田市の国立長野病院には昨年11月、患者に医療情報を提供するための図書コーナーが設けられた。患者図書館は現在、全国10カ所程度の病院に広がってきたが、民間がほとんどで、国立では長野病院が初めてのケースだ。

ここには一般の人にも分かりやすい医学辞典や症状別の解説書、人体図版などがある。色付きシールで内科や外科など各科ごとの分野が分かるように置かれ、患者の励みになるような闘病記もある。患者が自分で連絡が取れるように患者会の会報なども並べている。

医療法では、総合病院に図書室を設けることが義務づけられている。だが、多くは医師の詰める医局に付属し、患者は専門書や医学雑誌を閲覧できない。

だが、「医療において自己決定を求めるなら情報を提供しなくては」と、医師の側からも患者図書館を求める気運が高まっている。「患者が求める医療を受けるには、ある程度の知識が必要な時代。自分の病気について真剣に勉強する姿勢をもってもらいたい」と話す医師もいる。

患者が病気や治療法の説明をきちんと理解して同意するために、別の医師に意見を聞く「セカンド・オピニオン」への関心も高い。書物からの情報も、患者が治療法を自己決定するためのオピニオンの一つとして位置づけることもできる。

そうはいっても、実際に患者図書館を設けるには、どの病院も経営が厳しいし、多くの課題があるだろう。しかし、司書を雇うことが難しければ、運営を主にボランティアに担ってもらうやり方もある。さらに医療書を充実させるだけではなく、インターネットの医療情報を容易に得られやすい設備を充実させるところから始めてもいい。

図書館の司書や医療関係者、市民らでつくる「日本病院患者図書館協会」会長、菊池佑さんは「やっと患者サービスが見直されてきた。病院生活の安らぎや快適さ、医療の質そのものを改善していかないと、21世紀には病院も生き残れない」と話している。

医療情報の提供をめぐって医師は、患者に寄り添うように接してもらいたい。人々の生命にかかわる職業だけに、より厳しい倫理感覚が求められているが、そのことをむしろ「誇り」にしてほしい、と切に思う。